

種苗法に関わる問合せ先

1. 種苗法全般、種苗法の改正について

窓口	電話番号、HP等
農林水産省 輸出・国際局 知的財産課種苗室	TEL:03-6738-6643 【種苗法の改正】 URL:https://www.maff.go.jp/j/shokusan/syubyouhou/index.html  【農林水産省品種登録ホームページ】 URL: https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hinshu/index.html 
国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 (以下「農研機構」) 種苗管理センター 品種保護対策課	TEL:029-838-6589 【品種保護対策】 URL:https://www.naro.go.jp/laboratory/ncss/hogotaisaku/index.html 
植物品種等海外流出防止 対策コンソーシアム (事務局 公益社団法人農林水産 ・食品産業技術振興協会)	TEL:03-3586-8644 【流通品種データベース】 登録品種から一般品種まで含めて、流通名(商標、商品名を含む。)から 農業者や利用者が容易に必要な情報を検索可能  URL:https://hinshu-data.jataff.or.jp/

2. 農研機構の育成品種について

窓口	電話番号、HP等
農研機構 知的財産部 育成者権管理課	【品 種】 URL:https://www.naro.go.jp/collab/breed/index.html#breed02  【登録品種の自家用の栽培向け増殖に係る許諾手続き】 URL:https://www.naro.go.jp/collab/breed/permission/index.html 

3. 愛知県の育成品種について

窓口	電話番号、HP等
愛知県 農業水産局農政部 農業経営課技術調整グループ	TEL:052-954-6410  【県育成品種の利用制限に関する方針】 URL:https://www.pref.aichi.jp/soshiki/nogyo-keiei/zikazousyoku.html

編集・発行
(2022年8月)

愛知県農業水産局農政部園芸農産課

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
電話 052-954-6418(ダイヤルイン)
URL:https://www.pref.aichi.jp/engei/



知って なるほど 種苗法


優れた品種を
適切に
利用しましょう

種苗法で登録された品種(登録品種)は、育成した人の長期にわたる労力と多額の費用投入に対して知的財産権である育成者権が与えられ、権利が保護されています。育成者権者は登録品種の種苗、収穫物及び一定の加工品を独占的に利用※することができます。

農業者は、多収、高品質、耐病性等の優れた特長を持つ登録品種について、育成者権者から許諾を受ければ、許諾の範囲内で利用することができ、自らの生産力を高めることができます。

種苗の海外流出の防止や産地づくりを一層推進する観点から、令和2年12月に種苗法が改正されましたので、その点も留意して、登録品種を適切に利用しましょう。

※種苗の「利用」とは、種苗の生産、調整、譲渡の申出、譲渡、輸出、輸入又はこれらの行為をする目的をもって保管する行為をいう。

今回の法改正のポイント
登録品種の
利用にあたっての
留意事項

1 種苗を購入する際は、登録品種かどうかを表示等で確認しましょう。

2 海外持出禁止や栽培地域の限定などの条件が付されている品種がありますので、よく確認しましょう。

3 登録品種の自家増殖には育成者権者の許諾が必要です。
なお、増殖した登録品種の種苗の販売や譲渡には今までと同様許諾が必要です。



Q&A

Q なぜ、令和2年12月に種苗法が改正されたのですか？

A 近年、我が国の登録品種が海外に流出しており、流出した品種の産地化が我が国の農産物の輸出に影響を及ぼしています。

登録品種が販売された後に海外に持ち出されることは、改正前の種苗法では違法ではなく、これを阻止することはできませんでした。

また、農家での自家用種苗の増殖が認められていたため、登録品種の増殖の実態把握が困難であったこと等から、事実上、違法増殖された種苗の販売や海外への持ち出しの抑制が不可能でした。

そこで、登録品種の海外流出防止等、より実効的に登録品種を保護するために種苗法が改正されました。

Q 種苗法において保護される品種は、どのようなものですか？

A 種苗法において保護される品種は、新たに開発され、種苗法で登録された「登録品種」です。これ以外の「在来種」、「これまで登録されたことがない品種」、「登録期限が切れた品種」は、「一般品種」であり、一般品種は誰でも自由に利用することができます。

Q 「登録品種」と「一般品種」をどのように見分けることができるのですか？

A 令和3年4月1日から登録品種の種苗を販売する事業者には、種苗の譲渡（販売）時に①～③の表示のいずれかを、種苗又はその種苗の包装に付すことが義務化されました。

したがって、以下の表示があれば、「登録品種」であることが分かります。

- ①「登録品種」の文字
- ②「品種登録」の文字及びその品種登録の番号
- ③PVPマーク



この他に海外持出制限、栽培地域の制限がある場合、その旨の表示がされています。

【表示の例】

例①
品種名：ノウリンイエロー
この種子は登録品種です。(令和4年7月17日まで)*海外持出禁止及び東京都内のみ栽培可(公示(農水省HP)参照)

例②
品種名：ノウリンイエロー
(品種登録されています。品種登録番号：999999アメリカ合衆国のみ輸出可(公示(農水省HP)参照)

例③
品種名：ノウリンイエロー
海外持出禁止(農林水産大臣公示有)



*流通の過程で登録失効が予定されている場合は登録品種である期限を任意で表示することもできる

また、植物品種等海外流出防止対策コンソーシアム(事務局 公益社団法人 農林水産・食品産業技術振興協会)が、国内の登録品種から一般に流通している品種を、流通名(商標、商品名を含む。)でも検索できる「流通品種データベース」を公開していますので、参考としてください。

【参考】 自家消費を目的とした家庭菜園における登録品種と一般品種

下表を参考に適切に取り扱ってください。

想定される利用	登録品種	一般品種
購入した種苗が余ったため、近所にお裾分け	○ (但し、お裾分けされた方が増殖しない場合に限る。また、海外への持出制限や栽培地域に制限がある品種については注意が必要)	○
購入した種苗を用いて生産した収穫物を近所にお裾分け	○	○
購入した種苗を用いた次期作のための増殖	○ (自家で消費するところで使用する場合に限る)	○
増殖した種苗を近所にお裾分け	×	○
増殖した種苗を用いて生産した収穫物を近所にお裾分け	×	○

県育成品種の自家増殖に関する取扱い

1 県の方針

(1) 自家増殖に係る許諾手続

ア 稲、小麦、野菜(F1品種※1を除く)、花き、果樹
許諾手続不要で自家増殖が可能です。(従来どおり通常利用権の契約締結は必要)
ただし、一部の品種については次のとおり制限を設けます。

- (ア) 許諾を愛知県内に制限している次の3品種については、県内生産者のみ自家増殖を認めます。
(対象品種：やまのいも「稲武2号」、バラ「愛知2号」、なし「瑞月」)
- (イ) 次の4品種については、県と共に育成した機関が指定する者のみ自家増殖できることとします。
(対象品種：しそ「愛経1号」・「愛経3号」、ふき「愛経2号」、いちご「15-2-8」)

※1 F1品種とは、異なる系統や品種の親を交配して得られる作物等の優良品種のこと

イ 野菜(F1品種)及びのり
自家増殖を行うと品種本来の形や性質が変化するため、次の4品種については、自家増殖は不可とします。
(対象品種：トマト「あいさか2号」・「サンドバル」、なす「とげなし輝楽」、のり「交雑株No.12」)

(2) 適用開始日

2022年4月1日以降の自家増殖に対して適用します。

(3) 自家増殖に関する遵守事項

- ア** 有償・無償に関わらず、自家増殖により得た種苗を第三者に譲渡しないこと
- イ** 自家増殖により得た種苗を用いる際は、品種の特性を著しく損なうことのないよう、適切な種苗を選別して利用すること
- ウ** 自己の農業経営において用いなかった種苗は、遅滞なく廃棄又は食用とすること
- エ** 必要に応じて自家増殖に関連する愛知県の調査に協力すること
- オ** 第三者から自家増殖した種苗の譲渡に関する申出があった場合は、遅滞なく愛知県に報告すること
- カ** 種子については、品質維持の観点から、数年ごとに更新を行うこと

2 問合せ先

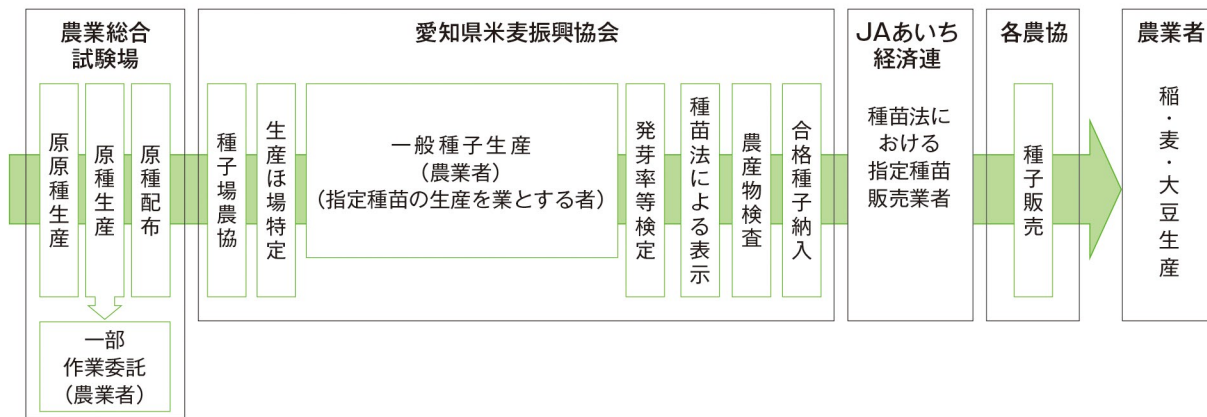
農業水産局農政部農業経営課技術調整グループ
電話：052-954-6410(ダイヤルイン)
メール：nogyo-keiei@pref.aichi.lg.jp

愛知県の方針の詳細については、農業経営課Webページを御参照ください。

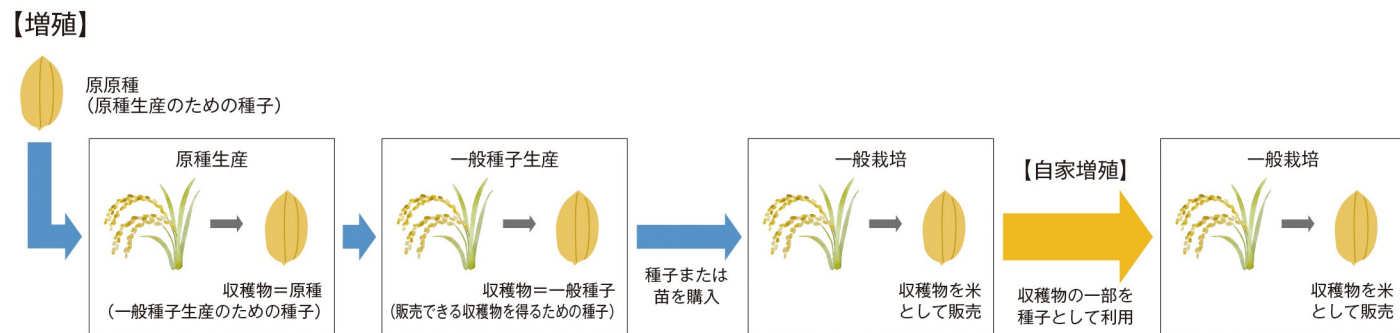




(1) 主な流通経路



(2) 種苗の増殖と自家増殖の違い



(3) 自家増殖にあたって留意すべき点

○登録品種であれば、育成者権者の許諾が必要ですので、許諾の可否や条件、手続きの方法を確認する必要があります。愛知県が育成した稲・麦の品種については、許諾手続き不要で、自家増殖が可能です。ただし、遵守事項を守ってください。



(1) 主な流通経路

愛知県で生産される市場出荷向けのいちごの生産苗のほぼ全量が、「園芸優良種苗生産供給体制」により供給されています。

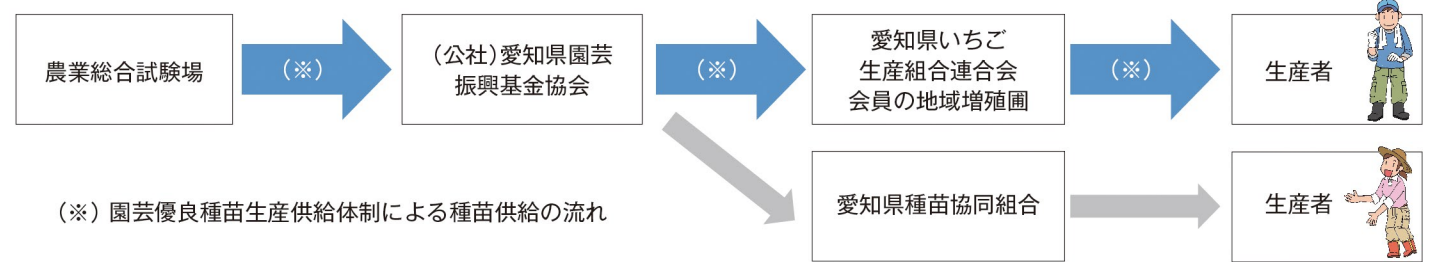
この体制により供給される品種は、「章姫」、「紅ほっぺ」、「ゆめのか※1」、「とちおとめ」及び品種登録出願中の「愛経4号(系統名15-2-8) ※2」です。

農業総合試験場で基となるウイルスフリー苗が生産され、4年間かけて約80,000倍に種苗が増殖されて生産苗となります。

※1 「ゆめのか」は、登録品種です。

※2 「愛経4号(系統名15-2-8)」は、愛知県いちご生産組合連合会に所属する生産者が利用できます。

愛知県育成品種「ゆめのか」の県内種苗供給の流れ

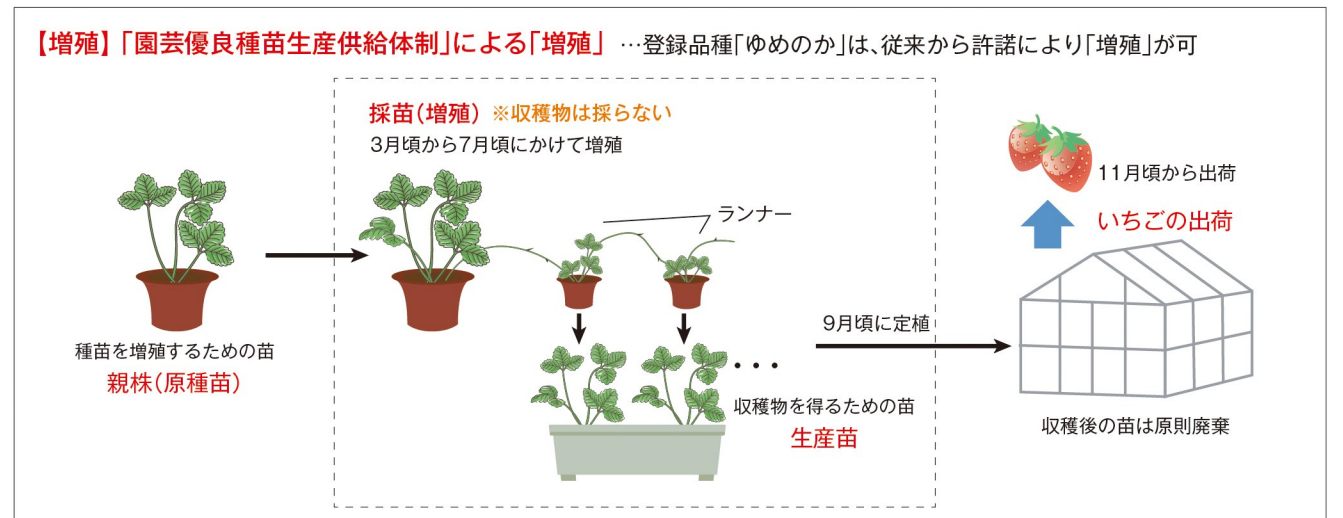


(2) 種苗の増殖と自家増殖の違い

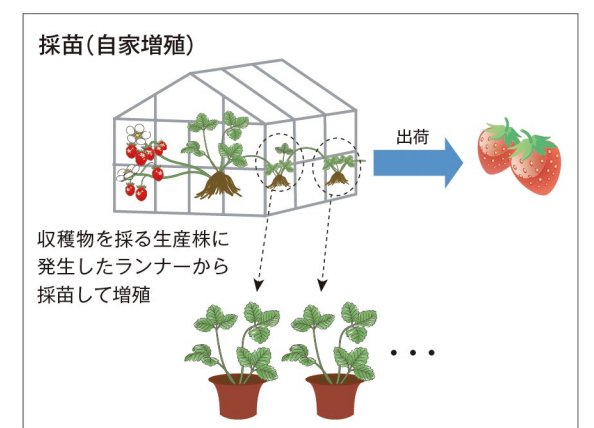
愛知県で主に栽培されているいちごは栄養繁殖性のいちごで、ランナーにより増殖しています。生産者は、親株をさらに増殖(自家増殖ではない)して生産苗を作り、この生産苗からいちごの果実を収穫し出荷しています。

登録品種は、種苗法により育成者の権利が保護されており、育成者の許諾を受けなければ利用することができません。

登録品種「ゆめのか」は、愛知県から(公社)愛知県園芸振興基金協会が許諾を受けているため、増殖することができます。



※いちごの自家増殖について
 収穫物を得るための株(生産苗)に発生したランナーから、さらに採苗して増殖することを指します。
 改正種苗法では、「自家増殖」は育成者の許諾が新たに必要とされましたが、愛知県は育成品種「ゆめのか」や品種登録出願中の「愛経4号(系統名15-2-8)」については、自家増殖に係る許諾手続きを不要としています(第三者への譲渡は不可)。
 愛知県以外の育成者による登録品種の自家増殖については、それぞれ育成者の定めに従うことになります。



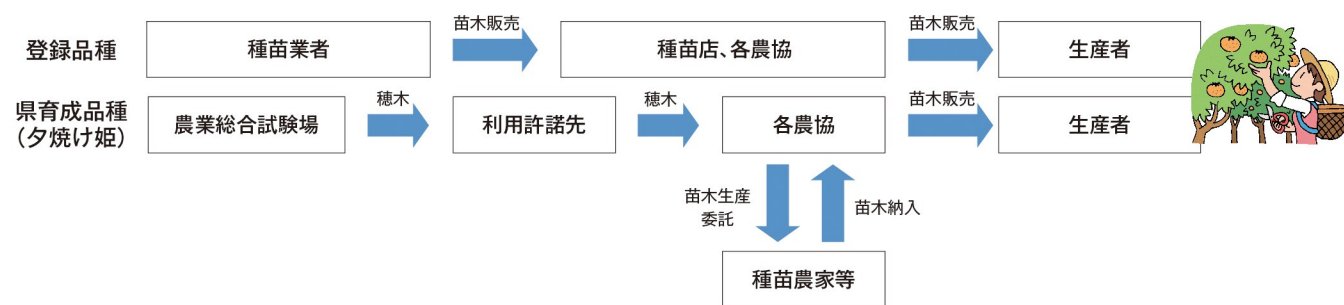
(3) 増殖・自家増殖にあたって留意すべき点

○種苗法が改正される以前から、許諾なしに、増殖した登録品種の種苗を他者へ譲渡することは種苗法違反となっています。

○園芸優良種苗生産供給体制により、登録品種「ゆめのか」、品種登録出願中の「愛経4号(系統名15-2-8)」の種苗の供給を受けている生産者は、愛知県いちご生産組合連合会の会員以外へこれらの種苗を譲渡することは、有償、無償に係わらず、種苗法違反となりますので、十分注意してください。

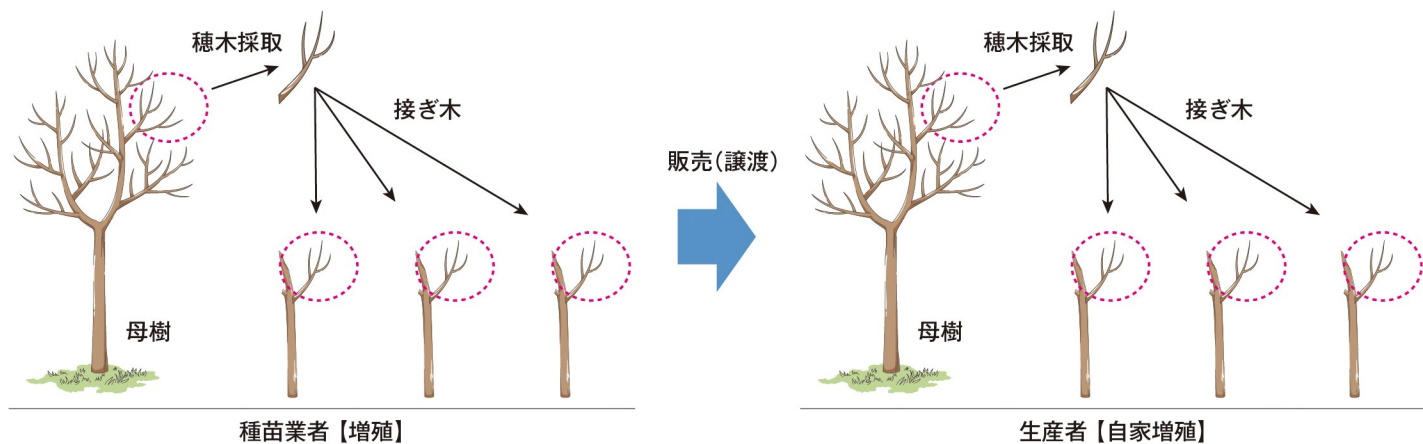


(1) 主な流通経路



(2) 種苗の増殖と自家増殖の違い

増殖したい品種の母樹(ぼじゅ)から穂木を採取し、台木に接ぎます。手法は同じで、種苗業者で実施すると【増殖】、生産者が自身で行うと【自家増殖】です。

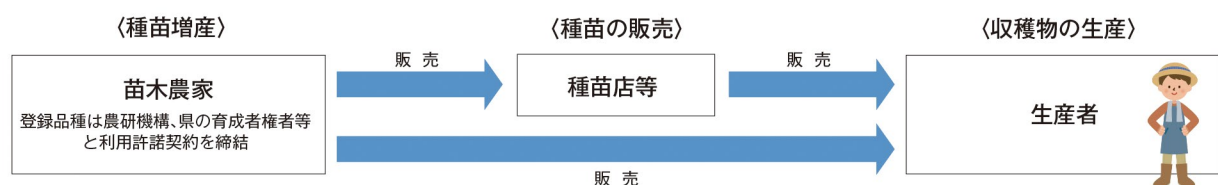


(3) 増殖・自家増殖にあたって留意すべき点

- 品種名等が明示、管理されているかを確認しましょう。
- 台木の品種、穂木の品種の両方について利用許諾の要、不要を確認しましょう。
- 許諾に基づき接ぎ木をした場合、苗、樹の本数ではなく、接ぎ木箇所数を数えましょう。
- 余った接ぎ木苗を他人に譲ってはいけません。

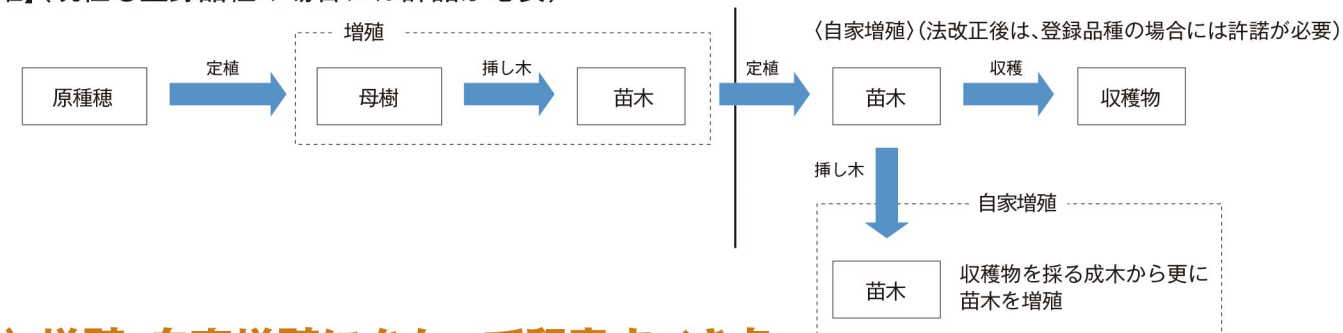


(1) 主な流通経路



(2) 種苗の増殖と自家増殖の違い

【増殖】(現在も登録品種の場合には許諾が必要)



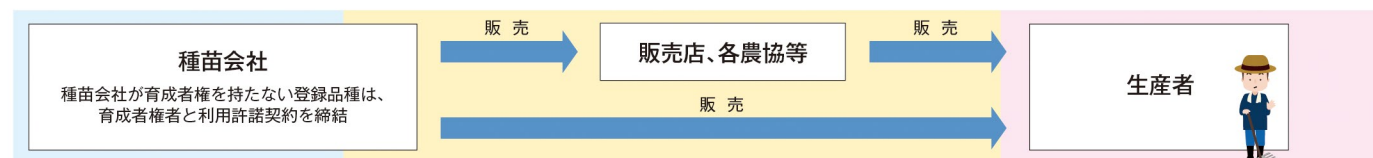
(3) 増殖・自家増殖にあたって留意すべき点

- 自家増殖の許諾と他人への苗木譲渡を目的とした増殖の許諾は別物です。
- 許諾を得て自家増殖した苗木を他人に無断で譲渡することは禁止されています。



(1) 主な流通経路

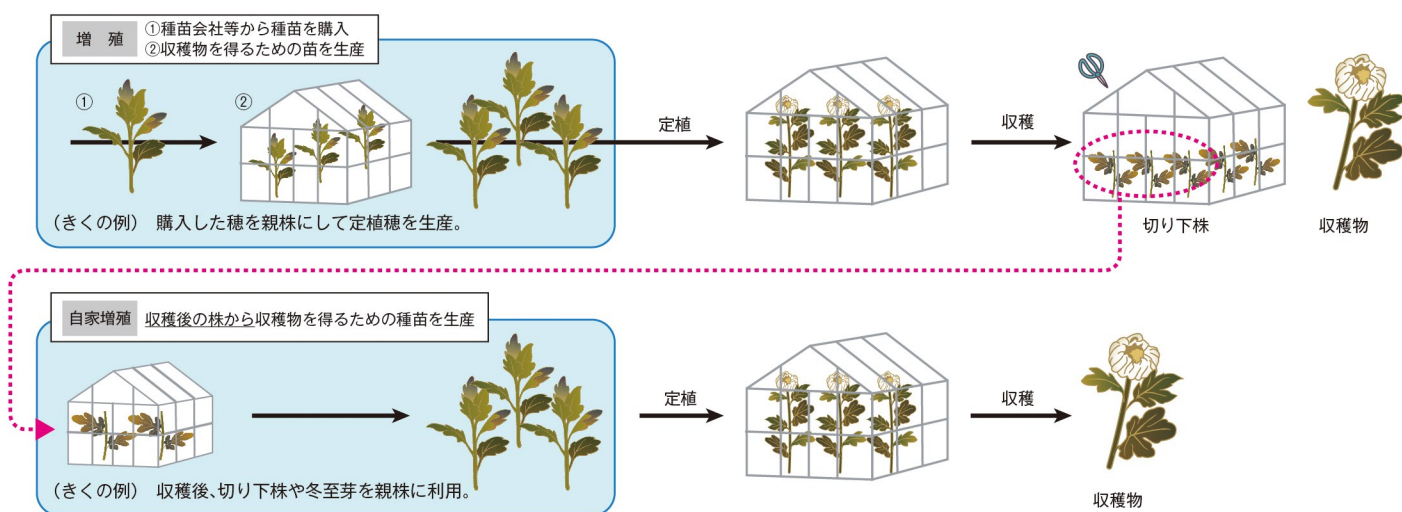
【農業者が購入した種苗からそのまま収穫物を生産する場合】



(2) 種苗の増殖と自家増殖の違い

【増殖】: 種苗会社等から種苗を購入し、収穫物を得るための種苗を生産すること。登録品種の場合には許諾が必要。

【自家増殖】: 収穫後の株から種苗を生産すること。登録品種の場合には許諾が必要。



(3) 増殖・自家増殖にあたって留意すべき点

- 増殖・自家増殖した苗の他者への譲渡は、許諾が必要です。
- 品種の契約内容によって対応が異なるので、注意してください。